

平成29年第1回定例会議事日程（第4号）

平成29年3月24日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第1号 吉富町債権管理条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第10 議案第8号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第9号 平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第10号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第11号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第12号 平成29年度吉富町一般会計予算について
- 追加日程第1 発議第4号 議案第12号 平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第15 議案第13号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第14号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第15号 平成29年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第18 議案第16号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第17号 平成29年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第19号 町道路線の廃止について
- 日程第21 請願第1号 玄海原発の再稼働に反対する請願

- 日程第22 議案第20号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について
- 日程第24 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第25 発議第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議
- 日程第26 発議第3号 「町営住宅等整備に関する特別委員会」設置に関する決議
- 日程第27 意見書第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書
- 日程第28 閉会中の継続審査の申し出について

平成29年第1回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成29年3月24日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月24日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第1号から、日程第21、請願第1号までの19案件を一括議題といたします。
総務文教、福祉産業建設、予算特別委員会の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会、審査報告を行います。

議案第1号吉富町債権管理条例の制定について。

議案第2号吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第3号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について所管事項。

議案第9号平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について。

議案第15号平成29年度吉富町奨学金特別会計予算について。

請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願。

去る3月9日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第1号吉富町債権管理条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、産業医は月額、年額のどちらですか。医師会と相談をしたということですが、48万円が適当であるかの議論があったのですか。どういった勤務になるのですか。相談を受けたい人はどうするのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第4表、地方債補正変更についての補助率、対象事業費の説明を求めます。小学校費の外壁落下防止対策工事等の施工の際の安全対策はできていますか。学期はずれ込むのですか。工期はどのようになっているのですか。外壁落下防止工事は、どのようにするのですか。老人福祉センターでは、外壁が落下した。子どもたちは通路を通らざるを得ないが、そこにトンネルのようにコンパネで覆いつくすなど、安全を図る必要はないのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号平成29年度吉富町奨学金特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願についてであります。

請願紹介議員の岸本議員より補足説明があり、意見では、結論は出ない。家計への負担がじわりと上がっていく。企業とすればもっと厳しい。再生エネルギーでは充当できないのではないかと。原子力発電が危険だという住民の意見があることも承知している。もう少し、慎重に協議する必

要があるのでは。継続審査が適当ではないか。再開させるのは時期尚早ではないか。基本的にはこの請願に賛成だが、重要な問題と十二分に認識している。自分自身の知識が不十分であり、軽々に判断ができない。継続審査として勉強していきたい。今からも科学が進歩する。電力が原発でなくても十分と考える。等々の意見があり、採決では、全会一致で継続審査にすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。

福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について所管事項。

議案第8号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

議案第10号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

議案第11号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について。

議案第13号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算について。

議案第14号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第16号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について。

議案第17号平成29年度吉富町水道事業会計予算について。

議案第19号町道路線の廃止について。

去る3月9日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、福岡県介護保険広域連合負担金の負担割合が知りたい。減額になったのは、使い勝手が悪いとかいうことはありませんか。介護予防・日常生活支援総合事業の減額の詳細説明と今までのデイサービスから移行した人は何人ですか。新規の人はいますか。臨時福祉給付金の最終的な対象者と支給申請者は何人ですか。子育て支援指導員等報酬の減額に関連して、子育て支援指導員には何か資格はいらないのですか。予防費の減額が大きいですが、理由は何ですか。農業振興事業費補助金の減額の理由は何ですか。新しいことを考えてはどうですか。計画はありませんか。問い合わせは数件あるということだが条件が合わないと、条件の見直しはしないのですか。消費生活相談窓口整備工事費に関連して、町として、相談員の駐車場の確保をするのですか。道路新設改良工事費減額の理由は何ですか。土屋地区の道路工事費の測量は終わったと思うが、地権者との調整がつかなかったのですか。今年度は落として新たに29年度に上げるということですか。

駅前拠点施設の管理者は誰になるのですか。整備など管理費用の額はわからないということですか。別府団地建設工事費の減額の説明と、以前一般質問で維持費が370万円ぐらいかかるようになるという話を聞いたが、見積書をとったのですか。執行残の計算はどう分けられたのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国民健康保険税の滞納世帯は、何件ですか。第三者傷害による納付金の内容を教えてください。一般被保険者療養給付費が増額になっているが、その説明を求めます。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、公共下水道事業債、資本費平準化分の説明を求めます。償還期間は何年ですか。水洗便所改造助成金の減額の理由は何ですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、配水池更新工事費に関連して、工事を行う際の車両の搬入経路はどこですか。作業員のルートも計画で上がってきているのですか。放課後児童クラブへの連絡道路を作業員が通っているのではないですか。十分注意が必要なのではないですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国民健康保険への加入世帯、短期被保険者証の発行世帯は、何世帯ですか。基金、保険給付費支払準備金の残額は幾らあるのですか。一般被保険者高額療養費が前年より大きくなっているが説明を求めます。出産育児一時金は10件のままだが10件でよいのですか。祝い金制度を設けるようなことは考えていませんか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、後期高齢者医療への吉富町の加入者数を教えてください。健康長寿講演会は、いつ頃の開催を予定しているのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、債務負担行為、公営企業会計移行業務委託に関連し、会計処理が水道会計のようになるということですか。内容の説明も求めます。現在までの接続数を教えてください。ポンプ取替工事費について内容を教えてください。広津交差点から幸子方向への工期は、いつ頃を予定しているのですか。推進工法により施工する箇所があるということだが、交通量が多いという理由からですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号平成29年度吉富町水道事業会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、検便検査は誰が受けるのですか。警備員は受けなくてよいのですか。漏水調査は、どういう方法で実施するのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号町道路線の廃止についてであります。

慎重に審査を行いました。

質疑では、町道路線の認定は、私有地（個人の所有地）でも問題はなかったのですか。所有者に縛りができるということにはならないのですか。指定をする際は、町への同意があったのですか。自治会要望によってなされたということだが、個人任せでよかったのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、予算特別委員長、報告をお願いします。

○予算特別委員長（花畑 明君） それでは、予算特別委員会審査報告をいたします。

議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算について。

去る3月9日付託をされた上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算についてであります。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第3表地方債の質疑では、各地方債の対象額、補助率、債務返済期間が知りたい。臨時財政対策債は利息も交付税措置がされるのですか。今回の公営住宅建設事業債5億1,080万円に対しては交付税措置はないのですか。

歳入の質疑では、軽自動車税で課せられる台数は何台ありますか。町税のうち法人税が、平成

27年度、28年度に増額した分と同額が今年度は減っているがどういう理由ですか。民生費負担金、放課後児童クラブ保育料、対象人数と学年別がわかりますか。住宅共益費と住宅駐車場使用料が前年度に比べかなり減額されているが理由は何ですか。ふるさとセンターのコンテナハウス使用料には下水道料金も入っているのですか。海岸保全施設整備事業費補助金の対象事業費、補助率は幾らですか。審査には津波の調査も入っているのですか。国・県からの指導によるものだろうが、調査は何年に1回とか定期的にするのですか。普段はチェックシートなどを作成して調査しなくてはならないのですか。県費の在宅医療推進整備事業費補助金で実施しているモデル事業はどのような事業ですか。ふるさと吉富まちづくり応援寄附金に関連して、返礼品については今年度もしないのですか。人材育成基金繰入金について、基金がないと予算確保ができないということですか。繰入後の基金残高は幾らですか。講演会等入場料が前年度に比べ増額されているが、大きなイベントか芸能人を呼ぶためのものですか。人数をふやすのではなく、料金を高くするということですか。他の自治体ではふるさと納税を積極的に取り組み結果を残しているが、町税収入が減るような心配はありませんか。

歳出の質疑では、地域公共交通会議で、日・祝日の運休はそのまま聞いているが、会議の理由はどういうものだったのですか。臨時職員賃金は、今年4月から採用予定の1名が採用の辞退をしたからということだが、1年間中途採用しないまま行く予定ですか。その方へのボーナスの支給はあるのですか。早急に1名の採用試験をして、増員するべきではないかと思うがどうですか。次点の方をととは考えなかったのですか。職員ストレスチェック業務委託料が増額となっているが、その理由と28年度の結果はどうでしたか。青色回転灯（パトロール用）を3個買うとのことだが、どの課の車に付けるのですか。何人で乗るのですか。明るい町づくり活動助成金はどうのような活動団体で何団体に交付予定ですか。町内巡回バスへの車両ボディプリントのデザインは、町の人に公募してデザイン料を払った方が、町の人も愛着を持っていると思うが、そういう検討はしなかったのですか。学齢簿システム整備事業委託料とはどういうものですか。町内巡回バスに広告掲載はできますか。車両購入費の予算が上がっているが、高齢者、幼児、体の不自由な方が利用しやすいようなものを購入するのですか。マタニティボックスの平成28年度の反応はどうでしたか。対象者にアンケートをとりましたか。第2子以降の親御さんにも好評でしたか。まち・ひと・しごと創生事業費の駅前でする事業の委託料が上がっているが、すべて企業任せですか。商工会、PTA等との連携をして進めていますか、行きますか。今はレールを敷き、決まったら話し合いで進めるということですか。空き家改修事業、空き家バンク利用促進事業費が下がっているがその理由と予定は何件ですか。本町での個人番号カードの発行は、何件ですか。町ではどのような時に使えるのですか。子育てワンストップサービス事業とマイナポータルについて説明を求めます。あんしん住宅リフォーム事業は何件分ですか。活用例を教えてください。認

知症相談専門医等報償費と認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター報酬の違いは何ですか。放課後児童クラブ送迎支援委託料について、今後はどこに委託するのですか。青少年育成町民会議などで協議してもらってもよいのではないですか。複数人を確保してほしいとの話もあったと思うが、今回はどのように考えているのですか。以前は、町のサークル、運動クラブなどに通う子どもが途中から行く場合も安全のために立って来ていたとのこと。それはしてもらえないのですか。子ども医療扶助費に関して、他の補助がふえたことにより、町の負担は1年間でどれだけ減額されるのでしょうか。昨年より増額になった理由は何ですか。予防接種委託料が前年度から150万円下がっているが、人口が減っているからですか。今回は子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン接種分も予算措置がされているのですか。環境衛生事務組合負担金に関連して、し尿のくみ取り料の計測に関して、リットル単位にするべきではと、以前、一般質問したときは前向きに検討していくという答弁だったかと思う。今どのところまで作業が進んでいますか。あいあいセンター費に工事請負費でトイレの改良工事が上がっている。毎年のように何らかの工事が上がってきていると記憶するが、計画はないのですか。水道事業費の京築地区水道企業団出資金が、前年度に比べてかなりの増額になっている。理由は何ですか。農業基盤整備事業費の建物等調査委託料の説明を求めます。圃場整備をする場合の農家の負担は、1反当たり幾らになりますか。山国川水利権許可申請に伴う水量調査業務委託料に関連して、福岡県各地で水利などいろいろ問題になっていると新聞報道であるが、本町には関係ないのですか。水産資源育成事業補助金、例年250万円ですが、ことしの事業の説明を求めます。道路維持費で町道維持管理人賃金が、ことしも9万円の2人分ですが、先日、議会報告会でも町道の回りの草刈りを住民が協力して行っているが、年をとってきてできる人が減ってきた、もう少し町でもしてもらえないかと言っていた。人数をふやすとか、そういう検討とか予定はないのでしょうか。町道新設改良工事費に関して、さくら苑の前の町道は、でこぼこが激しくて舗装してほしいとの要望を聞いて執行部に伝えました。執行部の話では、地元からもそういう要望が上がっていると。最近、でこぼこが少し改善されているが、抜本的な改善が必要だと思うが、この予算の中に入っていますか。駅周辺管理業務は、チャレンジショップを初め今回いろいろ管理部分がふえるが、管理費はかわらないのですか。住宅管理費に関して、昨年の秋だったと思うが、平原住宅にナメクジが多くて困っているとの苦情が寄せられたかと思う。そういう駆除業務委託料は入っていないが、この問題を今後どのように解決されるのですか。町営住宅の長寿命化計画作成業務委託料は、策定前に再び住宅使用者、団地利用者たちにアンケートや意見を聞く機会をつくるのですか。検討会や有識者会議、審議会など立ち上げた上で、この長寿命化計画を見直し計画をつくるのですか。住宅建設費の移転補償費で、この補償はどの程度なされるのでしょうか。県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金は、前年と同額で上がっているが、毎年この金額がかかり続けるのですか。この通

信ネットワークはどういうものですか。マンホールトイレ施設整備について説明を求めます。他の避難所への移設は可能ですか。防災Wi-Fi通信回線使用料に関連して、これは、登録制とか携帯会社の指定とかがあるのですか。誰もがフリーで使えるのですか。同時に何台ぐらいの方が利用できるのですか。利用時間に制限があるのですか。学力向上推進事業委託料は、もともと6年生だけだったのが、去年は5年生、ことしは4年生まで、対象を拡大しますという説明だったが、小学生のほぼ皆さんが利用されているのですか。教育振興費で小学校のタブレットを導入する予算が計上されています。詳しく説明してください。子ども会育成連絡協議会のことについて、28年度の子ども会は、何子ども会あるのでしょうか。また29年度は変わらないのでしょうか。文化財保護費の旅費は、くわしおの舞の調査についてに関するものと聞いたが、その内容説明を求めます。保健体育施設費で、今回の体育館の床面改修工事は、どういう工事ですか。体育館は災害時に避難場所として利用することにもなると思うが、床の断熱とかもするのですか。教育振興費に関連して、給付型の奨学金を今政府などでいろいろ議論されております。そうなったとき町はどういうふうにするのですか。歳出の中に工事請負費が幾つも出ているが、今年度において、入札に関して最低制限価格を設定することは考えていますか。

予算書全般の質疑では、平成29年度は、前年度に比べて31.8%増の39億5,400万円の前予算が組まれたが、基金の取り崩しはどのくらいあったのですか。基金の残金がどのくらいあるのですか。基金の残高は町として適正と思われませんか。

等々の質疑がなされ、意見では、別府団地の建設が今始まっているわけですが、今になって住宅の長寿命化計画の見直し並びに今回も含め、いろんな債権いわゆる借金が増額、そして基金の取り崩し、今回始める地方創生に絡む事業に関しても、計画ありきという形で、実際の、本当の意味で町が行いたいものなのかというものが、きょうの質疑の中では、はっきりわかりませんでしたので、賛成しかねます。

自衛隊の関連予算、学力テストは反対です。それから入札に関して、最低制限価格はその事業を保障するためにも、そして労働者の生活を保障するためにも必要です。しかし、前向きな答弁がありませんでした。今企画財政課長から説明があったが、予算全体に対する地債の割合額、またその内容、特に公営住宅に関するものが、将来も含めて本町の身の丈にあったものかどうか確信が持てませんので反対いたします。

29年度予算については、私は吉富町——そこに挑戦と書いていますが、創生ということですので訂正をお願いします——私は吉富町創生に向けた積極的財政の予算案が示されたと理解しています。マンホールトイレについては災害に必要。駅前マルシェについても非常に周辺自治体の注目も集めているし、私は遠くに仕事に行っているが、福岡県の県南の人からも吉富町はすごいところだなんて言われます。こういう具体的なものは申しませんが、以上のことをもって、今期

29年度予算を吉富町の創生に向けた積極財政だと捉え、賛成意見といたします。

等々の意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 花畑委員長、1ページの一番下、「調査には」のところ「審査」とたしか読んだと思いますが、訂正お願い。

○決算特別委員長（花畑 明君） そうですか。

それでは、1ページ目の報告の一番最後の欄に、「調査には」と書かれております。私が「審査」と読み上げたそうですので、「調査」というふうに訂正をよろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第1号 吉富町債権管理条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第1号吉富町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号吉富町債権管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第2号 吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第2号吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号吉富町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第3号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号 吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この税条例の改正が実行された場合、軽自動車に関する税は、増税となる可能性が大きいです。多くの住民の利益に反するので反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数8であります。よって、議案第5号吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号 吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第7号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員席2番、山本です。

一般会計補正予算（第8号）への賛成討論を行います。

28年度補正予算1億6,192万円の増額である。その中で、駅前拠点施設建築工事費6,000万円などが含まれる。今回の予算では、駅前施設などの管理者の管理費もまだ考えていない、設計後に検討とのことだが、駅前改修再開発的な予算の総額は全体で1億円近くにも上ることを十分認識されて、即時対応と計画を十分行っていただくことを強く求めて賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第8号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第8号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第9号 平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第9号平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号平成28年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第10号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第10号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第11号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第11号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第12号 平成29年度吉富町一般会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対討論を行います。

4点の理由で反対いたします。

日米安保条約を地球規模の軍事同盟に変質させた日米新ガイドラインと安保法制、戦争法のもとで戦争する国づくりが進んでいます。こうした中、危険な役割を担う自衛隊への関連予算は許せません。

2点目、学力テストは、たった一度のテストで学力を判断しようとするもので評価できません。その結果公表が全国で広がっておりますが、子供たちと現場の教師を追い詰めるものと危惧されます。実施するべきではありません。

3点目、入札に関して最低制限価格は、その事業を保障するためにも労働者の生活保障のためにも必要です。しかし、最低制限価格設定に関する前向き答弁は得られませんでした。

4点目、予算全体に対する起債の割合、額、また、内容、特に公営住宅に関するものなどは将来も視野に入れ本町の身の丈に合ったものかどうか確信が持てません。

4点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算について反対討論をいたします。

公営住宅建設事業（別府団地建設）の建設工事関連費が提案されております。関連建設費も含め総額9億円超を複数年にわたる建設工事に充てるものだと思います。そのための事業計画、事業説明がいずれも不十分であり、事業基金をつくらず建設工事を優先し、さらなる上積み町債を、現在の子供たちに返済負担を課するものだと思います。建設基準額1,440万円の補助率と上乘せメニューを積み上げた結果、このような豪華な公営集合住宅が吉富町に必要なのか疑問が消えません。

また、住宅供給戸数が需要を満たしている現在、戦後の住宅難のころの公営住宅供給を見直すべきだと訴えてきました。民間住宅経営を圧迫してるのではないかとの視点があるべきだ。

以上、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席番号4番、梅津です。予算委員会と同じく吉富町創生に向けた積極財政の予算案が示されたと評価し、賛成意見といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 今年度の一般会計予算には、さらなる吉富町の発展を確固たるものにする予算が含まれております。

また、議員の研修によるマンホール・トイレの設置等、研修による、これは議員のほうの成果だと思っております。こういう事例を執行部のほうもどんどん取り入れて、吉富町に合った施策を協働に進めていければと思います。賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。御異議がありますので起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立7名、多数であります。よって、議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） ただいま丸谷議員より動議が出ましたので。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 動議を提出します。

議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議についての発議案を提出します。

書面にて事務局に提出していますので、御観察をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

ただいま丸谷議員から議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議について

ての発議案が提出されました。この動議は、他に1人以上の賛成者がありますので成立しました。

**追加日程第1. 発議第4号 議案第12号 平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯
決議について**

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま丸谷議員から提出のありました議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議についての件を、この際、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算への附帯決議についての件を、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。

議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 附帯決議の提案理由。議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算に対する附帯決議について。平成29年度一般会計予算の執行に当たり、発議第4号の提案理由にも書いていますとおり、町民サービスの維持向上のため、現職員数に捉われない職員の確保と適材適所の配置をすること、将来への負担先送りになりかねない起債の発行を最小化、減少させること。基金使用を抑え、基金積立に取り組むこと。各計画などの委託事業は住民との対話、説明を第一としての実施をすることと決議するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと確かめのためにお聞きしておきたいんですけど、③の基

金使用を抑えという箇所に関して、住民の皆さんが納得できる事業とかについて基金が必要なときにはそれは使うというような理解でよろしいでしょうか。過度に基金の使用を抑えるのではなくて、あくまでも住民の皆さんが納得できるような内容のことについてはもちろんこれは入らないということによろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 必要なものは使います。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑は。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと確認ですが、文章の確認。①の2行目になりますか、「町民サービスの維持向上のため、現職員数に捉われない。」になっていますね。これは先ほどの理由書の中と照らし合わせると、句点っていうんですか、点のほうが正しいんじゃないかなと思いますが、ちょっと確認だけお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。それでいいですか。

○議員（9番 丸谷 一秋君） そうです。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。私は、平成29年度吉富町一般会計予算に対し、予算特別委員会、また先ほどの本会議においても積極財政と評価し、賛成討論をいたしました。予算を賛成討論して認めた私にとって、予算の執行に当たりという前置きにおいてこのような1、2、3、4のような文言での附帯は賛成いたしかねますので反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般会計当初予算に対する附帯決議への賛成討論を行います。

平成29年度一般会計予算が、昨年の29億9,900万円より10億円弱の大幅増、39億5,400万円である。

町営別府団地建てかえ費約8億円、町債7億4,350万円を含み、町債残高は過去最高である33億2,573万円となる。一方の貯金に当たる基金は、20億円と大幅に減っている現状に対して、予算執行を行うべく、町の計画性に対して当附帯を行うことは、議会としての責任から賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 次、反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。③について、反対討論をいたします。

基金の積み立てについては、健全化の基準となる適正額以上の起債があると判断し、よって附帯については反対といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。今、反対討論をされた方の意見を聞きまして、耳を疑うような気がいたします。

基金と町債の逆転が起こっております。これは全て将来の方々に起債の返済を求めるものであります。やっぱり先ほど反対討論しましたが、こういう考えはまず頭の中にないといけないというのが議員の立場だろうと思います。よって、この附帯決議には賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立7名、多数であります。よって、発議第4号議案第12号平成29年度吉富町一般会計予算の附帯決議については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第13号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保税が高過ぎ、住民の担税能力を超えていることの根本的な責任は国にあります。しかし、町は住民の負担軽減のために努力するべきです。ところが、28年度に続いて本予算書にも一般会計からの任意の繰り入れがありません。

また、現在、国保の県単位化が進められていますが、この県単位化については、国保税が高くなること、住民の声が届きにくくなるのが危惧されています。この県単位化に反対との意思も表明し、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算に対する賛成討論を行います。

平成30年度に県事業へ移管とのことを聞いております。現時点では保険税の上昇というものがまだわからないという答弁もいただいております。早急なる、町民に対して今回の変更点のわかりやすい説明なども含めて前向きに進めていただきたいと賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8名であり、多数であります。よって、議案第13号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第14号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第14号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 75歳という年齢で高齢者を区別し、負担を押しつけるこの制度

自体に反対であるとともに、現在、国は低所得者層への保険料の軽減措置を縮小しようとしております。本案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8名であります。よって、多数であります。議案第14号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第15号 平成29年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第15号平成29年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成29年度吉富町奨学金特別会計への賛成討論を行います。

現在、前倒しにて28年度から開始された給付型奨学金を進めていただくことを期待すると同時に、政府主導の制度とは別に子供たちへの希望と魅力ある未来輝く町として、学生・子供たちへの応援と町独自施策の取り組みを強く求めて賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成29年度吉富町奨学金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第16号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第16号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第17号 平成29年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第19、議案第17号平成29年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命の維持になくてはならない水に消費税をかけております。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立8名で多数であります。よって、議案第17号平成29年度吉富町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第19号 町道路線の廃止について

○議長（若山 征洋君） 日程第20、議案第19号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 請願第1号 玄海原発の再稼働に反対する請願

○議長（若山 征洋君） 日程第21、請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願を議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は継続審査として閉会中も引き続き審査を望むものであります。本請願は委員長報告のとおり、決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号玄海原発の再稼働に反対する請願は、継続審査として引き続き総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22、議案第20号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました。日程第22、議案第20号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第20号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について。以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、予算案件1件について、追加提案し、御審議をお願いするものであります。提案理由について、御説明申し上げます。

議案第20号は、平成29年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,400万円とするものであります。

役場庁舎増改築工事について、指名競争入札が2度不調に終わり、実施設計を見直したところ、工事費が増額いたしました。平成29年度中の完成を目指し、早急に工事に着工したいので、当該予算を追加提案するものであります。

歳入では、9款1項地方交付税で、普通交付税510万円の増額、20款1項町債で緊急防災・減債事業債960万円、一般単独事業債1,530万円の増額。歳出では、2款総務費2項総務管理費で、役場庁舎増改築工事費3,000万円の増額であります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。第2表、地方債補正、4ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方債補正に関してちょっと確認をします。

3階部分は防災・減債事業という形で確か前回説明を受けておりますが、この場合は起債の交付税算入が100%で間違いがないのかと、これは29年度予算ですから、29年度にこれが入ってくることは確約されているのかとちょっと1点確認します。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

起債の緊急防災・減債事業債でございますが、これにつきましては対象の事業の100%に充当が可能でございます。それと、この29年度の起債の額につきましては、協議を行います。その一次協議、二次協議あるんですが、その早めの協議で進めたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。事項別明細書、総括歳入、5ページ。同じく総括歳出、6ページ。次に、歳入、7ページ。歳出、8ページ。

以上、歳入歳出全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、地方債の現在高の見込みに関する調書。9ページ。

以上、予算書全般について、質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の追加提案という形で、先ほど追加提案の理由で町長述べられました、入札が2度の不調に終わったということです。その後、3,000万円を追加しての今回の提案である。3度目の入札を行うわけですね。

この今までの2回の不調に終わった計画性、そして、本来の予算よりも3,000万円を追加して、また再度行うということに関して、これは町長はどのような責任を感じておられるのか。もし何かありましたらどうぞ。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回、入札会が2度不調に終わりました。私どもにとりましては、想定外の出来事でありました。不調に終わった理由については、相手方業者のいろいろな事情だろうというふうに思っております。2回続けて不調に終わりましたので、設計者といろいろと協議をした中で、設計者のほうからももう一度見直したいということで見直しをお願いをいたしました。今回、こういう3,000万円の増額ということになりましたが、設計者の説明では見落とし等があったとは思われませんが、現場の状況等で設計者の思いと多分業者間の皆さんの中でのものが多少違ったのであろうということと、人件費等が最近改定になったというようなことも考慮に入れるべきかなということのようです。今回の追加提案というふうになりました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、同僚議員、質問の中にこの責任は町長どのように考えておるかという質問だったと思うんですが、町長の責任には今言及しなかったと思います。設計者の思いが違った、それから業者、応札者の思いが違うということで何か第三者的な思いだったと思うんですが、これ計画策定からずっと全部決定をして採用して裁可を下したという責任は、最高責任者は町長にあるかと思いますが、その点、もう一度同じ質問になりますが、よろしく願います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほども申しましたように、私どもも最善の努力をした結果ですが、我々の想定外の範囲外だったということだというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） あくまで想定外ということです。

まず、こういうことが2回起こりました。最高責任者として全員協議会の席に上がってきて、まずはこういう事態になりましたと町民の代表でありますところの議会に上がってきて謝罪をするとか、報告をするべきだと、町長の口からするべきだったと思うんです。いかにももう蚊帳の外のような感じで、これは町民にとって行政の執行がおくれたということですので、非常に責任は逃れられないものだと思いますが、そう言われてもやっぱり同じ考えでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私に与えられました責務は、この事業を年度内に計画どおりに完成をさせるということが私の責務かというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の29年度吉富町一般会計補正予算（第1号）であります。

先ほどからの説明にもありましたように、2度の入札の不調、そしてその後3,000万円をさらなる追加予算をつけて再度行うということであります。

町長は今、計画に基づいて行うのが私の責務であると言われましたが、もう既に計画はずれておりますが、この第2次財政計画に基づく計画を疑問を抱かれないように今後続けていっていただきたいと思って、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） この増築工事に関しまして、既存庁舎のほうも改修工事をするというふうに伺っております。特に、1階の入り口のところが広がって、中の通路も広がって、車椅子の方も身障者の方も庁舎に来てスムーズに職員等の答弁ができるような形と聞いております。ぜひ福祉の増進のためにも中の改修工事をする場合にそういう方のところを十分気をつけていただいて工事を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も今回はこの議案に対しては黙って賛成しようと思っていたんですけども、今の町長との同僚議員の質疑のやり取りを聞いてたら、じゃあ、こういうことが今

後も起こる可能性もありますよね。前も1社しか入札に来なかったという事例もありましたし、じゃあ、誰がどんなふうにかのこを責任を持つのかということでは、町長の今の答弁に対してはとても疑問を覚えました。そのことを申し上げた上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） もう一度。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 反対しておるわけじゃありません。賛成討論をいたします。

同僚議員もいろいろ言っていましたが、2度の不調は担当課、それから裁可を行った町長、最高責任者であるところの町長にあるとって過言ではないわけです。それは行政の執行がおくれたということです。工事期間を延ばしたからできるとか、3,000万円延ばしたからできるとか、そういうことじゃなくて、最初の説明のときの話と随分違っていると思います。

ぜひ、この計画が2度の失敗のないように、お願いする。祈るしかないような気がします。ぜひとも、ほかの事業でもこのようなことがないようにしっかりとした計画を設計者と協議をしながら進めていっていただきたいと思います。

これをもって賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 不透明な賛成じゃなく、ずばり気持ちよく賛成討論いたします。

この事業は町民、議会がともに待ち望んだ庁舎改築・増築の工事だというふうに認識しています。

今、2回の不調が終わったことに対して心配のあまり、2度あることは3度あるじゃなくて、3度目の正直、この町民、議会が望んだこの事業が無事完成されるよう、執行部に自信と確信を持って突き進んでいただきたいと思い、賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号平成29年度古富町一般

会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時49分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第23. 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（若山 征洋君） 日程第23、選挙第1号選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員に奥家昭一君、野依月見君、荒井まり子さん、佐伯フジエさん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、奥家昭一君、野依月見君、荒井まり子さん、佐伯フジエさんが選挙管理委員に当選されました。

日程第24. 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（若山 征洋君） 日程第24、選挙第2号選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに

決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員補充員に次の方を指名いたします。第1順位、宇佐輝人君、第2順位、湯浅修二君、第3順位、米田幸さん、第4順位、中尾ケサミさん、以上の方を指名いたしたいと思っております。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位、宇佐輝人君、第2順位、湯浅修二君、第3順位、米田幸さん、第4順位、中尾ケサミさん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第25. 発議第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議

○議長（若山 征洋君） 日程第25、発議第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 発議議員に提案理由の説明を求めます。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 発議第2号の提案理由。この発議案は東九州自動車道が利便性を増すことにより、京築地域の産業及び観光振興を初めとする地域のさらなる活性化を図るため、会議規則の規定により本決議案を提出するものです。決議の趣旨につきましては、別紙決議案のとおりです。

なお、御議決後は東九州自動車道を管理する事業所に対し、決議文を送付する予定です。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論は終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議は原案のとおり可決することに決しました。

日程第26. 発議第3号 「町営住宅等整備に関する特別委員会」設置に関する決議

○議長（若山 征洋君） 日程第26、発議第3号「町営住宅等整備に関する特別委員会」設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第3号「町営住宅等整備に関する特別委員会」設置に関する決議。以上です。

○議長（若山 征洋君） 発議者に提案理由の説明を求めます。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） それでは、提案理由の説明をいたします。

この発議案は、町営住宅長寿命化計画の見直しに伴う変更内容の調査と今後の計画及び工事と管理方法についての審査と調査を行うため、特別委員会を設置するものであります。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。発議第3号「町営住宅等整備に関する特別委員会」設置に関する決議は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまから、町営住宅等整備に関する特別委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後0時07分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

町営住宅等整備に関する特別委員会に委員長・副委員長の互選をお願いし、その結果が手元に参りましたので報告いたします。委員長に山本議員、副委員長に中家議員と決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第27. 意見書第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第27、意見書第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書を議題といたします。

事務局に意見書案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 意見書第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員に提案理由の説明を求めます。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 意見書第1号の提案理由。

この意見書案は、東九州自動車道の利便性を増すことにより、京築地域の産業及び観光振興を初めとする地域のさらなる活性化を図るため、会議規則の規定により意見書案を提出するものです。

意見書の趣旨につきましては、別紙意見書案のとおりです。

なお、この意見書は、国土交通大臣、福岡県知事へ送付のするものです。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑、討論に入ります。

本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第28、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査することに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第1回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時13分閉会
